

監 査 公 表

令和 4 年度の行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 15 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 山 根 堂 宏
 高知市監査委員 浜 口 卓 也

令和 4 年度の行政監査の結果に関する意見に基づき、又はその意見を参考として講じた措置の内容は、下記のとおりである。

記

意見	措置状況
財務部 1 使用頻度が低いと認められる専用車については、財務部を中心として各所管課に必要性を検討するよう促すなどして、共用車としての有効活用を図ること。特に、1 年間に一度も使用されていない原動機付自転車については、経済性等の観点から、管理替え又は売却、廃車等を早急に検討されたい。	財務部 使用頻度が著しく低い専用車で、特に 1 年間に一度も使用されていない原動機付自転車については、所管課に必要性等の検討を依頼し、その結果、業務に支障がないと認められる車両は、共用車への管理替え又は廃車等を促すなど、共用車の有効活用が図られるよう協議を行っております。
財務部管財課 2 管財課は、共用車の使用を希望する課等に対し、マニュアルを改めて周知徹底するとともに、予約が変更になった場合には、速やかに予約システムにおいて変更手続を行うよう徹底されたい。また、共用車のニーズが高いことなどから、共用車の台数を増やすなどして、公用車のより効率的、有効的な活用を図るよう検討されたい。	財務部管財課 令和 5 年 4 月 28 日に行政事務支援システムで庁内掲示を行い、公用車予約システムの運用マニュアルの周知徹底を図るとともに、業務日時確定後に予約システムへ入力を行うことなど、共用車予約時の注意事項の遵守を依頼いたしました。 今後は一定期間ごとに予約時の注意事項を周知することとし、予約が変更になった場合には速やかに変更手続を行うよう注意喚起してまいります。 また、専用車から共用車へ管理替えを行うなど共用車の増車についても検討してまいります。
3 管財課は、各自動車管理者に対し、早急に自動車台帳を整備するよう周知徹底されたい。	令和 5 年 7 月 25 日に専用車の所管課に対して、自動車台帳を整備するよう行政事務支援システムのメールにより依頼し、管財課に整備した台帳の提出を受けました。

意見	措置状況
<p>高知市安全運転管理委員会</p> <p>4 高知市安全運転管理委員会は、安全運転管理者及び所属長等に対して、運転免許証の所持及び有効期限等の確認並びに運行前及び運行後の車両点検を確実に実施するよう通知するとともに、安全運転教育を適正に実施するよう指導されたい。</p>	<p>高知市安全運転管理委員会</p> <p>令和5年8月28日に行政事務支援システムで庁内掲示を行い、運行前後の車両点検の徹底について周知するとともに、交通安全教育の実施をするように通知いたしました。</p> <p>また、自動車管理室での運転免許証の提示と所管課での運転免許証所持の確認について、令和5年12月21日に全庁に向け依頼いたしました。</p>